公　　告

関税法（昭和２９年法律第６１号）第３７条の規定に基づき、令和４年９月３０日に追加指定した博多港指定保税地域の所在地の表示の一部について、下記のとおり変更する。

記

１　名称
　アイランドシティ外貿コンテナヤード

２　所在地
【変更前】
　福岡市東区みなと香椎１丁目３１番及び３丁目３１番
【変更後】
　福岡市東区みなと香椎１丁目３１番及び３３番

令和６年２月６日

門司税関長　末永　広